

供給約款等以外の供給条件認可申請書

営業業務発 27 第 28 号

平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

電気事業法第21条第1項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	平成 28 年 1 月 1 日以降相当の期間

別 紙

料金その他の供給条件の内容

平成27年9月9日、台風18号等による大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、茨城県8市2町（古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町）および栃木県の6市2町（栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、同郡野木町）には災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接する地域において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの平成27年8月（支払期日が9月9日以降となるものに限る。）、9月および10月調定分の電気料金の支払期日をおのおの1ヶ月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行った場合で、その申込みが平成28年3月末日までに行われ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行った場合で、その申込みが平成28年3月末

日までに行われたときは，その臨時工事費を免除する。

- 5 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯，低圧電力，低圧高負荷契約，時間帯別電灯[夜間8時間型]，時間帯別電灯[夜間10時間型]，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，時間帯別電灯[夜得プラン]，時間帯別電灯[朝得プラン]，時間帯別電灯[半日お得プラン]，曜日別電灯2型，臨時電力，農事用電力，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力，第2深夜電力および融雪用電力の被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，平成28年3月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 お客さまが被災後，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器の取付位置の変更の申込みを行った場合で，その申込みが平成28年3月末日までに行われ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

附 則

本供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件（平成27年9月14日付け20150914資第11号認可。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。

電気事業法施行規則第27条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

災害救助法適用地域の茨城県 8 市 2 町および栃木県の 6 市 2 町ならびに隣接する地域において被災されたお客さまに対しては、現在、供給約款等以外の供給条件（平成27年 9 月14日付け20150914資第11号認可。）を設定しておりますが、今回の電気供給約款等の変更にあたりましても、引き続き同一の取扱いといたしたく、認可申請する次第であります。